

群馬県高等学校教育研究会理化学部会規約

(昭和37年5月30日改正)

(昭和55年5月28日改正)

(昭和59年5月17日改正)

(平成12年5月17日改正)

第1条 本会は群馬県高等学校教育研究会理化学部会と称し、事務局を会長在職校に置く。

第2条 本会は県理化学教育研究並びに振興をはかり、あわせて会員相互の親睦と向上発展をはかることを目的とする。

第3条 本会はその目的を達するため、次の事項を行う。

- 1 理化学教育の研究と調査報告並びに研究発表会。
- 2 理化学教育に必要な設備の研究と改善充実。
- 3 講演会の開催並びに見学。
- 4 日本理化学協会との連絡。
- 5 その他、必要と認めた事項。

第4条 本会は次の会員より成る。

- 1 普通会員
(1) 本県高等学校の理化学教育に従事する者。
(2) この会の趣旨に賛同する者。

2 名誉会員

本会に功績があり、総会において推薦された者。および、新規退職会員で希望する者。新名誉会員は、名誉会費（普通会員会費の5年分）を納入するものとする。

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名 会務を統括する。
- 2 副会長 若干名 会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
- 3 理事 若干名 会の運営について審議し、会務を執行する。
- 4 書記 若干名 庶務を掌る。
- 5 会計 2名 会計を掌る。
- 6 監査 2名 会計を監査する。
- 7 顧問 若干名 会長及び理事会の諮問に応じる。

第6条 役員は次のように選任する。

- 1 会長、副会長、理事、監査、顧問は総会で会員の中から選び、書記・会計は会長の委嘱とする。
- 2 役員の任期は1カ年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 役員に欠員が生じたときは、役員会の推薦により、後任を決定する。任期は前任者の残任期間とする。

第7条 総会は毎年一回開く。但し、必要に応じて臨時に総会を開くことができる。

第8条 本会の経費は会費（普通会員1人年額1,000円）・補助金・寄付金による。

第9条 本会の予算・決算は毎年総会に於いて決定する。

第10条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 本会の規約の改正は総会の議を経て行う。